

関西|労災|職業病

関西労働者安全センター

2017. 7.10発行〈通巻第479号〉200円

〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-11 ウタカビル201

TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278

郵便振替口座 00960-7-315742

近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284

E-mail : koshc2000@yahoo.co.jp

ホームページ : <http://www.geocities.jp/koshc2000/>



建物アスベスト被害ホットラインに1000件以上の相談

公営住宅の吹付アスベストで中皮腫 2

安全のきいわあど その15 あごひも 7

連続講座「そんなん無理」って誰が決めた?

見逃される通勤災害 第9回 8

連載 それぞれのアスベスト禍 その72 古川和子 10

韓国からのニュース 13

前線から 17

12年目、クボタショックの地、尼崎に集う/尼崎

6月の新聞記事から/19

表紙/建物アスベスト被害ホットライン実施(2017年6月13-14日)

'177

建物アスベスト被害ホットラインに 1000 件以上の相談 公営住宅の吹付アスベストで中皮腫

中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会（以下、「患者と家族の会」）は、6月13日14日の2日間、建物アスベスト被害ホットラインを実施した。

ホットライン実施のきっかけとなったのは、中皮腫で闘病中の斉藤和子さんの相談だった。斉藤さんはアスベストの職業性ばく露が認められず、調べていくと幼い頃から20年ほど住んだ県営団地の吹きつけアスベストが原因ではないかと思われた。

そこで患者と家族の会は、過去に吹付アスベストについて対策工事をおこなった情報などを自治体などに情報公開請求するなどした。それによると全国の公営住宅の少なくとも2万2000戸に吹付アスベストがあったと推測された。また、それらデータから東京工業大学の村山武彦教授が、対策工事が行われるまでに住んでいた住民について、アスベストを吸い込んだ可能性のある人は約23万人と試算した。

患者と家族の会は、ネット上に「建物アスベスト被害WEBサイト」(<https://sites.google.com/site/tatemonosekimen/>)

を開設した。

サイトには、NHKと共同調査した吹付石綿の使用団地一覧、ひる石使用住宅一覧が公開されている。また、全国の労働局に情報公開請求して入手した吹付石綿除去工事の届け出一覧も載せている。

NHKは6月12日、夕方から夜にかけてのニュース番組と「クローズアップ現代+」という報道番組で建物アスベスト被害について報道を行った。あわせてホットラインの実施についても広報したので、ニュースの直後から電話が殺到した。

東京と大阪の2カ所で電話を受け、2日間で1049件の電話があった。その後も、ホットラインで使用した患者と家族の会のフリーダイヤルには電話が入り続けている。

2005年に尼崎市のクボタ旧神崎工場の周辺でのアスベストの環境ばく露被害が発覚したが、これほど多くの市民がアスベスト被害に関心を持ったのはそのとき以来のことだろう。

反響が大きかったこともあり、13日の

閣議後記者会見において石井啓一国土交通大臣は、公営住宅のアスベスト使用について「居室での使用があったかどうか、また、建設してから対策を行うまでの期間等を精査した上で、必要な情報提供を行うことを促していきたいと考えております。」と述べた。

自治体もこれに対応し、相談窓口を設けたり、自治体ホームページ上で情報を公開した。各自治体は、これを機に過去のアスベストだけでなく、現在も残っている建物アスベストの把握と対策にも取り組んでもらいたい。

ホットラインへの相談内容のほとんどは、過去に居住した公営住宅に吹付アスベストがあったかどうか確認するものであったが、中には環境ばく露と思われる中皮腫の相談などもあった。

今回の報道をきっかけに、建物のアスベストへの関心が高まり、健康被害の掘り起こしのみならず、現存するアスベストの把握

や除去につながっていけばいいと思う。

以下に、中皮腫で闘病中の斉藤さんのケースについて、神奈川労災職業病センター機関誌より転載する。

県営団地でアスベスト被害が発生 居室、台所、浴室、便所の天井に吹付

16年4月、中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会「神奈川支部」主催で、外科医の岡部和倫さん（山口宇部医療センター）を招き、胸膜中皮腫についての講演

会を行った。横須賀共済病院の医師から紹介され、その講演会に斉藤和子さんも参加した。斉藤さんは、1歳から22歳までに住んでいた県営団地の居室、台所、浴室、

建物アスベスト被害WEBサイト

お知らせ（新着情報）

国や自治体の対応と窓口

中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会とは

吹付石綿の使用団地（NHKとの共同調査）

ひる石使用住宅：都営住宅・UR（NHKとの共同調査）

全国の吹付石綿除去工事等の届出一覧の資料

各種公共建築物の吹付石綿（学校・病院・公共施設など）

労災保険と石綿健康被害救済制度

建築物による石綿関連疾患：中皮腫・じん肺・アスベストセンター

吹付石綿の使用団地（NHKとの共同調査）

参考資料：公共賃貸住宅における吹付けアスベストに関する調査結果について（国土交通省H23.8.31発表）

吹付け石綿を使用していた団地一覧（国交省・総務省発表よりNHKとアスベスト患者と家族の会による共同調査）：判明した団地のみ

都道府県名	管理自治体	団地名	総戸数	使用戸数	建築年度	対応
北海道	小樽市	若竹住宅1号棟	59	59	1970	
北海道	小樽市	若竹住宅2号棟	60	60	1972	
北海道	小樽市	最上A改良住宅	30	6	1974	
北海道	小樽市	稲穂改良住宅	50	0	1973	
北海道	岩見沢市	2条団地	13	13	1974	
北海道（総）	美深町	旧美林寮	10	10	1973	ナ
青森県（総）	六ヶ所村	戸鎖小学校教員住宅	5	5	1973	
宮城県	白石市	新館第3住宅A棟	20	16	1973	
山形県	山形市	末広住宅	153	0	1974	
山形県	山形市	あずま町住宅	120	0	1975	
福島県	福島県	島団地	120	0	1987	
福島県	福島県	松風の里団地	102	0	1978	
福島県	福島県	関川窪団地	171	0	1975	
福島県	郡山市	中ノ平団地	76	0	1978	
福島県	田村市	岩井沢団地	12	0	1983	
福島県	白河市	白鳥市営住宅1号棟		0		
茨城県	日立市	久保田アパート	24	24	1953	

判明した団地のみ

便所の天井にあった吹付アスベストが原因で胸膜中皮腫を発症し、現在も療養中である。

突然の発症

斉藤さん（1963年12月生）は、1964年12月に新築の神奈川県宮千丸台団地（横浜市保土ヶ谷区）に移り住んだ。後に弟が生まれ家族4人で暮らしたが、結婚を機に86年4月に横浜市内の他所に引っ越した。2人の子どもも授かり幸せな生活を営んでいた。

そんな平和な生活が、2015年9月、胸膜中皮腫という診断を受けて一変した。当初通院していた横浜市民病院から横須賀共済病院を紹介され、胸膜切除剥皮術を受け（同術は「胸膜肺全摘術」と比較すると、肺そのものを温存するので術後の呼吸機能や生活の質は優れている）、化学療法を経て、現在も療養中である。

患者と家族の会に入会



封じ込め工事された天井

斉藤さんの胸膜中皮腫はアスベストばく露が原因だが、仕事によるものではないので労災保険は適用されず、石綿健康被害救済制度の適用を受けた（16年4月）。しかし給付水準は十分ではない。体調がすぐれない時にはタクシーで通院せざるを得ず、費用負担が生活に重く押し掛かっていた。

そんな折、岡部医師の講演会に参加した斉藤さんは、中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会（神奈川支部）に入会。「患者と家族の会」としても、斉藤さんの問題に取り組む事になった。

団地の吹付アスベストが原因

千丸台団地の間取りは居室（6畳、4畳半、3畳）、台所、浴室、便所。情報公開された「神奈川県有施設アスベスト管理台帳」によれば、その全部屋、台所、浴室、便所の天井に吹付アスベストがあった。3畳部屋を子供部屋として斉藤さんと弟が使っていたが、2段ベッドに登り、天井にある吹付アスベストを指で押して指跡が付くのを楽しんでいたという。また、上階の部屋で子どもが走り回ると振動し、掃除の際には天井を箒で掃いていたという記憶があり、それによってもアスベストが室内に飛散していたと考えられる。

千丸台団地は64年の新築時から天井にアスベストの吹付施工をしていた（但し1棟～14棟の300戸超）。団地の所有・管理者である神奈川県によれば、このアスベスト吹付施工は、官庁営繕工事における技術基準の一つである庁舎仕上げ標準に従っ



当時の居室内、天井の吹付が映っている

たもの。神奈川県は 88 年の環境庁、厚生省の通知（「公共住宅の吹付アスベストに係る当面の対策について」88 年 11 月 24 日他）を受け、89 年 1 月～3 月に千丸台団地のアスベスト除去工事またはアスベスト封じ込め工事を行った。斉藤さん宅のアスベスト封じ込め工事は、斉藤さんが引越した後に行われた。つまり斉藤さんは、生後間もない 64 年 12 月から 86 年 4 月の引越しまで（21 年 5 ヶ月間）アスベストにばく露していたことになる。

白石綿と青石綿

斉藤さんの母親は現在も同所で暮らしている。そこでご実家を訪れ、現在は封じ込めている吹付石綿を採取して専門の分析機関で検査したところ、アスベスト（クロシドライト、クリソタイル）含有あり、推定含有率 50%以上（2 種合わせて）という結果だった（分析者／東京労働安全衛生センター外山尚紀）。斉藤さんやご家族も天井の吹付は青っぽかったと記憶しており、

ご実家の天井にはクリソタイル（白石綿）だけでなくクロシドライト（青石綿）も含有した吹付アスベストであったことが判明した。クロシドライト（青石綿）はアスベスト類の中で最も発がん性が高く、クリソタイル（白石綿）の 500 倍と言われている。国も 04 年のアスベスト全面禁止の前、95 年に青石綿を禁止している（規制対象重量 1 %超含有）。

また、吹付アスベストは飛散性が高いことから危険度が高く、75 年には吹付アスベストを原則禁止にしている（規制対象重量 5 %超含有）。

他の県営団地でも

神奈川県が情報開示した資料によれば、千丸台団地以外にも、吹付アスベストが使用されていた神奈川県営団地は複数存在する【表 1】。この他、神奈川県内に限ってみても、横浜市、川崎市等、他の自治体が管理している公共住宅があるし、民間の住宅を含めれば膨大な数の住居で吹付アスベストが使用されており、日常的に暮らしている住宅でアスベストにばく露した住民は数知れない。国土交通省の「公共賃貸住宅における吹付けアスベスト調査」によれば、全国で 277 団地 761 棟の建物でアスベストの使用が確認されている。

神奈川県への要求

千丸台団地においては、300 戸を超え

【表 1】吹付石綿が使用された県営団地

亀井野団地（テラス住戸）
 河原町団地（廊下・電気室）
 柏陽台団地（汚水施設）
 国府津団地（汚水施設）
 いちょう下和田団地（汚水施設）
 望地団地（汚水施設）
 綾瀬寺尾団地（汚水施設）
 二宮中里団地（汚水施設）
 笹山団地（集会所）
 浦賀かもめ団地（店舗等）
 大道団地（アパート住戸）
 六浦団地（アパート住戸）
 古市場アパート（アパート住戸）
 追浜第二団地（アパート住戸）
 久末団地（アパート）
 いちょう上飯田団地（汚水施設等）
 平戸団地（ポンプ室等）
 平塚山下団地（E V機械室等）

る住宅に吹付アスベストが存在していた事が神奈川県の情報開示によっても確認されている。斉藤さんの母親のように新築時から現在まで住んでいる人は少数で、多くは入れ替わり入居しているし、子供のいる世帯も多い。大雑把に考えても、千丸台団地だけで 1000 人以上の住民が長年にわたりアスベストにばく露した事は疑いようがない。斉藤さんも、他の団地住民のアスベスト疾患の発症を心配されている。中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会「神奈川支部」では、神奈川県に対して次のような対策を要求した。

千丸台団地に居住している（していた）住民は、居住当時居宅内にてアスベストばく露した可能性が高いので、対象住人の全

員に対し以下を実施すること。

- (1) アスベスト関連疾患の発症リスクを注意喚起し説明すること。
- (2) 無料で定期的な健康診断を実施すること。
- (3) アスベスト関連疾患の発症状況を調査し、調査結果の説明と通知をすること。

しかしながら神奈川県は、「神奈川県に責任は無いと考えているので、いずれも実施しない。現在の入居者に対しては注意喚起及び説明に努める」と、責任逃れの甚だ不十分な回答に終始している。

住宅の吹付アスベストによる健康被害の発生は神奈川県だけではない

斉藤さんも、中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会としても、この回答では到底納得できない。また、住宅の吹付アスベストによる健康被害の発生は神奈川県だけではなく、他の自治体でも存在していることが分かってきた。今後もこの問題に粘り強く取り組んでいく。ご協力をお願いしたい。





その 15：あごひも

頭部を守るための保護帽（ヘルメット）は、たくさんの作業で着用が義務付けられている。労働安全衛生規則で、事業者に「着用させなければならない」などと義務付けた作業が 31 もある。また、個々の作業への義務付け以外でも、たとえば墜落等による危険の防止措置を定めた条文は、安全帯の使用にとどまらず、保護帽の着用も当然の措置として各行政通達の中で着用を事実上義務付けている。ほかに「荷役、運搬機械」「刈払機」を使用する作業、清掃事業、木造家屋等低層住宅建築工事などの作業でも行政通達で着用が義務とされている。それもそのはずで、頭部を負傷した死亡災害では、保護帽を着用していなかった事例が多いという現実がこの規制を導き出しているのだ。たとえば 2015 年にはしごから墜落・転落した死亡災害 26 人のうち、19 人の負傷部位が頭部であり、そのうち保護帽を着用していなかったのが 16 人（約 84%）だったという。

その保護帽は、労働安全衛生法にもとづく「保護帽の規格」で検定基準が定められていて、これを満たしたものでなければならない。市販されている保護帽は検定に合格していることを示すラベルが張られている。

保護帽のそもそもの構成は、つぎの 4 つからなる。①一番外側の強固な帽体、②頭部にフィットして帽体との間に空間を作る着装

体、そして墜落時保護用のものは、③帽体の内側に密着している衝撃吸収ライナー、そして④あごひもだ。

衝撃吸収ライナーは、内側に張り付いている発泡スチロールのことである。単なる包装材としての印象が強い発泡スチロールだが、墜落の危険がある作業なら、この衝撃吸収ライナーがついているものでなければ意味がない。近ごろでは発泡スチロールに代わって、通気性を保ったまま同等の衝撃吸収性能があるライナーを使うものも開発されており、選択肢は広がっているようだ。

装着時の注意で最も大事なのがあごひもだ。

頭の上に乗せているだけ、ときには斜にかぶった状態で作業をしている人を見かける。これは保護帽を着用しているとは言わない。ヘッドバンドのサイズを調整して確実にかぶり、あごひもの長さも調整して確実に締める。そうでないと衝撃が加わったときに外れ、保護帽としての役割は果たさない。

保護帽の耐用年数は、帽体部分の材質によって 5 年または 3 年といわれる。たとえ衝撃が加わっていなくても材質の経年劣化で、新たなものに取り換えることも大切だ。ただ毎日の使用であごひもや着装体の部分は、年に一度は交換が必要とされている。

保護帽について大事なのは、予想される危険に見合った種類の保護帽を着用すること、そして、なんといってもあごひもをちゃんと締めることだ。ある工場長は、ことあるごとに「あごひもは締めているか」と言うことにしているので「あごひも工場長」と呼ばれていると言っていた。たしかに万が一の安全対策であるはずの保護帽を確実なものにするためには、職場の常識として正しい着用を定着させる不断の取り組みが必要なのだ。

《連続講座》

「そんな無理」って誰が決めた？ 見逃される通勤災害

第9回 働くお母さんにとっての住居（住居その3）

ここ2回ほど住居について学習をしてきたが、住居とは、労働者が居住して日常生活の用に供している家屋等の場所で、労働者本人の就業のための拠点となっているところをいう。

今回は、日常生活の用に供しているとは呼べない場所からの通勤途上の災害が認められないかどうか考えてみよう。

1. 長女の出産に際し、その家族の世話をするために泊まり込んだ長女宅から通勤する途中の災害

通常は自宅より通勤していた被災労働者が、長女の第三子の出産に際し、長女一家の家事、産褥等を世話するため、15日間長女宅に泊まりこみ、そこから通勤していたところ、通勤途中で足を滑らせて転倒し受傷したことについて、長女宅が住居として扱われ、通勤災害として認められた。

2. 夫の看護のため、母親と交代で一日おきに寝泊まりしている病院から出勤する途中の災害

頸椎手術により長期入院中の夫の看護

のため、被災労働者は、夫の入院する病院に一日おきに寝泊まりしていたが、病院が住居として扱われ、病院から就業先に出勤する際の負傷が通勤災害として認められた。

1件目で住居として扱われた場所は長女宅であり、親族とはいえ別世帯である。いわば他人の家と大差ない。ここが住居として認められた根拠は、長女宅に継続して寝泊まりしていたという事実であった。また2件目では病院が住居として認められたが、入院中の夫の看病のため、妻が病院に寝泊まりすることは、社会通念上、通常行われていることであることと、長期間継続して寝泊まりしていたという事実が認定の根拠となった。

両件とも、一時的な宿泊ではなく継続性がポイントになっているところを見ると、一定の期間宿泊し続けたり、2件目のように1日おきであっても継続性が認められたりするケースでは、自宅ではない家屋が住居として認められるようである。

次に、継続性が認められる期間はどの程度だろうか。長女宅の事案では1月4日

から1月19日の15日間に加え、負傷後も1月25日まで長女宅を拠点としていた。負傷までは15日間、また負傷後も含めると合計22日間の期間にわたって宿泊していたことで継続性が認められている。病院のケースでは、夫の手術後18日間継続又は1日おきに病院に寝泊まりし、やはり負傷後も同じような態様で夫の看護を続けていることから継続性が認められた。いずれも2週間から3週間程度の期間であるが、負傷後の通勤についても調査をされているところを見ると、宿泊開始から負傷ま

での期間が短くてもその後の継続次第で住居として認められると考えられるだろう。

さて、このような働き方は、働きながら子供や孫の面倒を見たり、自分や配偶者の親の介護を抱えていたりする女性に多く見られるのではないだろうか。これだけの期間自宅を空けるとなるとそれなりの準備も必要であるし、ときどき自宅に帰ることもあるに違いない。働くお母さんは、早く家族の元に行きたいと気が急くことも多いだろうが、くれぐれも事故には注意して移動していただきたい。

関西労働者安全センター 第37回総会に参加しよう

日頃より、当センターへのご支援、ご協力に感謝いたします。

総会を以下の日程で行いますので、ふるってご参加ください。

＊イギリス「アクション・メゾテリオーマ(中皮腫)デー」参加報告もあります。

日時：2017年7月18日18時より

場所：エルおおさか本館7F 701号室



連載 それぞれのアスベスト禍 その72

中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会 古川和子

たった6日間の労災休業補償請求

3月24日の午後、田口明美さんと大阪南労働基準監督署に駆け込んだ。提出資料を持参する余裕もなく「とにかく休業補償の時効進行を止めてください」と頼んだ。田口さんの父親である新見徳治さんが肺がんで死亡したのはH27年3月30日(享年88歳)のことだった。

徳治さんは若いころから建設業を営み、防水工事を行っていた。その徳治さんが肺疾患を発症したのは50歳を過ぎた頃だったという。息苦しさを覚えながらもなんとか仕事を頑張ったが、60歳過ぎにはすでに働くこともできなくなっていた。以後は妻と共に生活保護を受給した。70歳で肺がんを発症して手術を行っている。しかし徳治さんは労働者期間が短くて労災補償の対象にはならなかった。

私のもとに相談電話があったのは80歳を過ぎた頃だった。新聞記事を見て「自分たちの若いころからアスベストが使用されていた。何も知らないで働いてきた人々のことが心配だ」という内容だった。私はすぐに徳治さんの自宅を訪問した。在宅酸素を吸入しながら、一生懸命に昔の仕事の話をしてくれた。「たくさんの職人たちが肺

がんで死んでいる」と心配そうに何度も言っていた。そしてその家族たちと音信が取れないことにも心を痛めていた。

徳治さんの話を聴き、私は間もなく開催される「アスベストじん肺プロジェクト」の会議にレントゲンフィルムを持参することにした。そしてじん肺プロジェクトで諸先生方のご意見を伺った結果「石綿救済法に申請すればいい」とのアドバイスを得た。

さっそく環境再生保全機構に申請すると、比較的早くに認定通知が来た。月10万円余りでは夫婦二人の生活費には足りないが、「アスベストが原因で病気になったことを認めてもらえたのは嬉しい」と徳治さんは言っていた。救済法受給で足りない差額金額は従来の生活保護から支給されるという仕組みになっている。金額的には変化はないが「頑張って仕事してきた」という徳治さんのプライドがそう言わせたのだろう。

アスベストを吸って病気になった、という徳治さんの主張は認められたものの、労働者期間が短かったために労働災害補償の対象にはならない。そう諦めていたがH24年3月29日付けで、石綿による肺がんの認定基準が改正された。改正内容は以下のとおりだ。

〈「肺がん」の認定基準〉

これまでの認定基準に掲げる要件に加え、

- ① 広範囲の胸膜プラーク所見が認められた人で、石綿ばく露作業に従事した期間が1年以上ある場合
 - ② 石綿紡織製品製造作業、石綿セメント製品製造作業、または石綿吹付け作業に5年以上従事したこと
 - ③ 認定基準を満たすびまん性胸膜肥厚の発症者が、肺がんを併発したこと
- のいずれかに該当する場合には認定すること

徳治さんは約2年位の労働者期間があったので、早速再調査を行った。しかし元同僚がみつからない。そうこうしているうちに月日が経過して、関西労働者安全センターの片岡明彦さんと徳治さんを訪問したのは大阪赤十字病院の一室だった。かなり重篤な状態だった。駆けつけている親族に労災認定基準の話をして、なんとか元同僚を探してほしいと依頼した。

しかしその数日後、徳治さんは永眠した。そして死亡診断書を見て困惑した。死亡診断名は「肺炎」となっていた。そんな…長年にわたり肺がんの救済給付を受けていた方が「3日間」の肺炎で死亡したらせめてその原因は「肺がん」と書いてくれてもいいだろう、と憤りさえ覚えた。

その後長女明美さんの夫が脳梗塞で急逝し、それどころではない

慌ただしい日が過ぎていた。しかし気になる…。思い切って明美さんに連絡した。「もうじき亡くなられて2年が経ちますが、思い切って労災申請をしましょう」と。

徳治さんは肺がんで環境省の救済給付を受けていたが死亡原因名が「肺炎」となっている。すると葬祭料：199,000円（認定患者の葬祭に伴う費用負担に対する給付）が支給されない可能性もある。病院側にいくら説明してもそのあたりは理解してもらえそうにない。では、存命中の「肺がん」としての認定をとろう、と考えた。3月30日がくれば休業補償は時効になってしまう。遺族年金で争うには、死亡病名のところが大きな障害になるから、まずは存命中の肺がんで認定させて、そのご肺がん手術の後遺症で肺炎となればいい。大阪南労働基準監督署に行き、事情を説明して受理してもらった。たった6日間の休業補償請求書だ。

その気になれば何とかなる、というけど少しだけ明るい方向が見えてきた。徳治さんの実弟の話聞くことが出来た。3歳年



新見幸一さんとご自慢剥製、横は田口明美さん

下の新見幸一さんは、徳治さんが独立した時から兄の仕事を2年位手伝った。その後幸一さんも独立して別会社を作った。徳治さんが労働者だったころの元同僚は相変わらず見つからない。しかし幸一さんが詳細な記録をいまだに保管しているので何かの手がかりになると信じている。

新見兄弟は四国出身だ。両親が早く亡くなり、徳治さんは大変に苦労したと聞いて

いる。早く仕事を覚えて一家を支えようと懸命に頑張ったことがアスベストばく露に繋がったのは、日本の高度成長期の最大の悲劇だ。

幸いにも弟の幸一さんは健康でいまでも趣味の写真撮影と猫を楽しんでいる。

国家と石綿

ールポ・アスベスト被害者「息ほしき人々」の闘い



永尾 俊彦 著 現代書館
2700 円＋税

「見えない時限爆弾」と言われる石綿問題。石綿は放射能同様に人間の五感ではまったく察知できず、見えず匂わず、人間が認識するのは不可能で、体内に入ってしまうと取り出せない発癌物質だ。日本では対策が大幅に遅れ、すべての日本人の肺に石綿が混入しているといわれる。

大阪泉南地域の元紡績工場経営者は、祖父が経営していた時代に石綿繊維品を製造していたことから元労働者が健康被害を受けていたことを知る。そして、その贖罪のために被害者を組織し、弁護士や支援者らとともに国を相手取った損害賠償請求運動に立ち上がり、ついに最高裁で勝利を勝ち取る。日本民衆運動史に残る感動の記録。



灰かな希望

アスベストに冒された中皮腫患者の闘病記

橋本 貞章 著

「術後3年生存率20%」と宣告されたアスベストに冒された中皮腫患者の小説形式の闘病記。死と向き合う克明な記録は、関係者への共感を誘う道標ともなる。一

かもがわ出版 <http://www.kamogawa.co.jp/kensaku/syoseki/ha/0828.html>
本体 1700 円 + 税

韓国からの ニュース

■「安全な大韓民国、ゼロの約束」労災の危険を知らせる

安全保健公団が、KBS と一緒に国民向けの安全プログラムを製作して放送する。

公団は「昨年から KBS と、安全に対する社会的な共感を形成できる安全プログラムの新設を協議してきた」。『「安全な大韓民国、ゼロの約束」で、季節別の事故類型のようなタイムリーな情報と、安全規則の遵守を訴える」とした。

4 日に KBS の 1 TV で初めて放送される番組では、二輪車と建設現場の事故予防対策が取り上げられる。「速く配達」文化によって発生する二輪車事故の危険性を調査し、安全な配達を定着させるための多様な情報が提供される。

公団は「死亡の危険が高い建設現場の事故を予防できる必須の安全情報を提供」し、「安全管理の優秀な現場を訪問して事故予防のノウハウを紹介する予定」とした。

公団理事長は「誰でも簡単に接することができるテレビ番組を通じて、産業災害の危険性を国民に伝え」、「安全の実践が社会文化として根を下ろすように願う」と話した。2017 年 6 月 2 日 毎日労働ニュース イ・ウンヨン記者

■半導体会社エムコの労働者「肺がん・乳がんの集団労災」申請

1 日、金属労組と「半導体労働者の健康と人権守り」(パノリム)によれば、電子集積回路の製造業者エムコテクノロジー코리아で働いて肺がんと乳がんにかかった労働者 3 人が、この日勤労福祉公団に労災を申請した。半導体を扱う事業場でがん疾患者が次々と発見され、政府次

元での対策が必要だという指摘が続いている。

S さん(死亡当時 44 才・男)は半導体の組み立て工程で 19 年間働き、2015 年に肺がんで死亡した。J さん(死亡当時 50 才・女)も 30 年間、琴線連結工程作業などで働き、2015 年に肺がんで亡くなった。

S さん(45 才・女)は品質管理部署などで 21 年間働き、2014 年に乳がんを発病して闘病中だ。彼女は、22 年間夜間労働をして乳がんにかかって 2015 年死亡した L さん(死亡当時 46 才)と同じ業務を行っていた。公団は昨年この L さんの乳がんを業務上災害と認定した。昼夜間の交代勤務が乳がん発病の原因と認定された最初の事例だ。

労組によればこれら以外にも、エムコで働いて白血病・肺がん・乳がん・膵臓がんなどに罹って亡くなったり、闘病中である労働者が 20 人にもなる。隠れた事例も少なくないと推定される。イ・サングォン公認労務士(金属労組法律院)は「半導体産業の労働者が危険な物質にばく露して働いているのに、企業が有害化学物質情報を公開せず、現場の安全対策も用意しないケースがほとんど」で、「公団の迅速な労災認定だけでなく、政府次元での徹底した研究調査と現場調査、再発防止対策の樹立が必要だ」と話した。

パノリムに情報提供された半導体・LCD を含む電子産業の白血病・脳腫瘍などの職業病被害者は、昨年 12 月現在で 377 人で、この内 137 人が亡くなった。パノリムを通じて 84 人が労災を申請したが、公団と法院で認められたのは 19 人に過ぎない。2017 年 6 月 2 日 毎日労働ニュース チェ・ジョンナム記者

■市民・社会団体、三星重でクレーン事故を起こした労働者を法律支援

今年のメーデーの日に発生した三星重工業のクレーン転倒事故に関して、慶南地域の労働・

法律団体が、被害労働者と事故の当事者に対する法律支援をする。事故原因と責任を現場の労働者に問おうとする警察の捜査を受け容れず、三星重工業に事故の責任を問うという意思を明らかにした。

三星重工業クレーン事故の徹底した真相究明と対策作りのための共同対策委員会は、この日、民主弁護士会慶南支部と一緒に法律支援団を構成した。事故の被害労働者の民事上の法律支援だけでなく、事故の当事者支援もする方針だ。共同対策委の関係者は「多段階下請け構造によって、安全を管理して責任を負うべき三星重工業の責任を免除し、現場労働者に事故の責任を被せる警察の捜査は認められない」。「警察から事故の責任者とされたクレーン技士も、また被害者でありうるという点で、支援することにした」と話した。

共同対策委は「共に民主党」乙支路委員会が準備中の、三星重工業クレーン事故の真相究明活動に積極的に参加する。また事故後に雇用労働部の作業中止命令によって仕事を止められた下請け労働者が、休業手当てを受けられるように政府に要求した。

警察は 15 日に三星重工業の造船所長など元請け業者の職員 17 人と協力業者の職員 8 人を業務上過失致死傷で刑事立件した。地域の市民・社会団体は「事故の直接の原因を提供した三星重工業の責任を問わない『尻尾切り捜査』だ」と反発している。2017 年 6 月 21 日 毎日労働ニュース チェ・ジョンナム記者

■ 4 年間労災は 1 人だけという生活廃棄物収集業者

民主連合労組によれば、平澤の生活廃棄物収集・運搬委託業者が、昨年 12 月に勤労福祉公団を相手に行政訴訟を提起した。会社は「化膿性腱膜炎は一般的に足首を捻った外傷によってほとんど発生しない」。「業務上災害と判断し

た療養不承認の取り消し処分は違法だ」と主張した。

◆本質は労組弾圧？ = 会社によれば、最近 4 年間で労災の承認を受けたのは K さんだけだ。会社の関係者は「一般的に生活廃棄物収集・運搬業務が危険だとしても、怪我をする頻度は少ない」。「業務の特性上、腰を痛める程度」と主張した。

現場で働く労働者は「事故は頻繁に発生している」と主張する。労組の平澤支部副支部長は「圧縮機能が付いた車両に乗って作業をするので、とても危険だ」。「雪や雨が降った時に滑ったり、清掃車に横乗りした人も大怪我をした」と証言した。「同僚が怪我をしても、不利益に遭うと思って言えない」。「昨年労働者が車両から落ちる事故が発生したが、会社は公傷（事業者が治療費等を補償すること）で処理し、収集・運搬業務から選別場に職場を変えた」と話した。

労働者は、会社が公団を相手に訴訟を提起した背景には、労組弾圧があると主張した。キム副委員長は「今回の行政訴訟も労災とは認定できないという言い方をしているが、根本には労組弾圧がある」と説明した。キム・セヒ弁護士（民主労組法律院）は「会社が公団を相手に行政訴訟を提起したのは極めて異例」とし、「労災承認に関して、会社には何の実益もない状況で行政訴訟まで提起した裏面には、単なる公団の労災認定に対する不服の他にも、別の理由があるのだろう」と話した。2017 年 6 月 23 日 毎日労働ニュース イ・ウンヨン記者

■自殺ではない、それは労災だ

保健福祉部の「2017 年自殺予防白書」を見ると、2015 年の自殺者は 1 万 3513 人で、全死亡原因の 5 位を占めている。自殺者の中での就業者と非就業者の比率は、就業者が 42.4%(5729 人)だ。2011 年の統計では、就

業者の比率が 39%(6200 人)で、増加傾向にある。

就業者がこのような極端な選択をした原因を把握するほどの統計はない。警察庁の統計を見れば、2015 年の死亡者 1 万 3436 人の内、559 人 (4.2%) の動機が「職場や業務上の問題のため」とされている。「職場および業務」のストレスが一年に 500 人内外の犠牲者を出している。自殺までではなくても、精神疾患被害者の規模も相当だろうが、正確な統計はない。我が国の労災保険法は労働者の身体・健康だけでなく、精神の健康も保護されるべき対象と明確に規定し、業務上の理由による精神的な異常事態で、自殺のような自害行為をしたということが医学的に認められれば、業務上災害と認定すると規定しているが、労働者に業務上災害が認められるのは簡単ではない。2017 年 6 月 26 日 ハンギョレ新聞 カン・ジェフン選任記者

■日雇い・特別雇用労働者の差別解消が課題として残る

来年から、公共交通や自家用車・徒歩で通勤して事故が起こった場合も、業務上災害と認められるようになる。国会・環境労働委員会が通勤労働災害を認める産業災害補償保険法を通過させた。労災認定範囲が大幅に拡大したが「通常の通勤経路が不明な職種」を適用対象から除外したことで、憲法裁判所の決定の趣旨を活かせていないという批判もある。

◆日常生活に伴う経路逸脱も災害 = 環境労働委が 22 日に議決した労災保険法改正の中には、通常の経路・方法で通勤している間に発生するすべての事故を、業務上災害と認定するという内容が入れられた。現行の労災保険法は「事業主が提供した交通手段、またはそれに準ずる交通手段を利用するなど、事業主の支配・管理下での通勤中に発生した事故」だけを労災と認定する。憲法裁判所は昨年 9 月「合理的な理由な

く、自家用車と公共交通を利用して通勤する労働者を差別している」として、憲法不合致の決定を出した。憲法上の平等原則に背くという判断だ。公務員や教師・軍人については、既に通常の通勤事故は業務上災害と認められている。

改正案は公共交通や自家用車・徒歩で通勤して事故が起きても労災保険の恩恵を受けられる。通常の通勤経路を逸脱したり中断がある場合、業務上災害とはしないが、経路逸脱が日常生活に必要な場合には認める。労働者の重過失で発生した災害に対する手当の制限もない。

◆勤労福祉公団の人員・予算の拡充が急がれる = 通勤災害の認定範囲が拡大することによって、事業に当たる人員と事業体系の構造整備、予算確保が急がれる。実務機関の勤労福祉公団は、企画財政部に追加人材 1405 人を要請した。

キム勤労福祉公団労組委員長は「通勤災害のうち 80% 以上が、退勤時間以後に発生する」。「事業主の支配・管理から逸脱して発生した災害で、調査や公正性の立証に困難が生じるだろう」と説明した。また「十分な人員確保によって正しい業務遂行をしなければ、公団と労働界で葛藤が発生するだろう」とし、「人員の確保とそのための業務空間の確保、システム構築のための予算が必要だ」と話した。

改正案が、通勤災害・労災の認定範囲を拡張したという側面では肯定的に評価されるが、通勤経路と方法が一定していない委託労働者や家事労働者、日雇い労働者などが適用対象から除外される要素もある。「通常の経路が不明な職種」を適用対象から除外し、その対象を施行令で規定するとした条項のためだ。通勤経路と方法が一定でなくても、合理的な経路と方法であれば災害認定の範囲に含ませるべきだという主張が提起される理由だ。

パク・ダヘ弁護士 (金属労組法律院) は「通常の通勤経路が不明な職種を適用対象から除外

したことによって、特別雇用職の労働者や日雇い労働者といった、脆弱な労働条件で働く人たちが再び差別を受ける状況に置かれることになった」と指摘し、「改正案が、労働者間の不合理な差別を解消しようとする憲法裁判所の決定趣旨に達していない」として、補完策を要求した。2017年6月26日 毎日労働ニュース イ・ウンヨン記者

■労働部、コレイルの安全管理は不適正、類似災害の危険が高い

最近一ヶ月の間に二人の鉄道労働者が、作業途中の事故で命を失った。雇用労働部は類似災害の発生の危険が高いとして、災害発生事業場に作業中止命令を出した。

◆労働部、事故事業場の列車軌道補修作業に中止命令＝5月28日明け方、永登浦駅と鷺梁津駅の間で線路の補修作業をしていた鉄道労働者が電車に轢かれて死亡した。労働部は事故が発生したコレイル首都圏西部本部の列車軌道補修作業の一切を中止させた。

ソウル地方雇用労働庁は29日、「産業安全保健法51条7項によって作業中止を命令するので、安全措置を完了した後、地方労働官署長の確認を受けて作業を再開せよ」。「これに違反すれば、5年以下の懲役または5千万ウォン以下の罰金に処する」とした。

労働部は「列車運行監視中は、監視人を監視以

外の業務に従事させてはならない」。「監視人が死亡した重大災害発生事業場として、現場管理・監督が不十分で、列車運行中に作業を開始するなど、安全管理システムの不適正による列車の追突と狭窄など、類似災害の発生する危険が高い」と指摘した。

鉄道労組は「作業する時間と人員が十分に確保されなければ、労働者はもちろん、市民の安全も担保することはできない」。「労働部の作業中止命令は適切な措置」と評価した。

◆国土部、鉄道産業発展基本計画の変更は不可避＝政府はこれまで鉄道産業で人員を減らし、費用を節減する政策を続けてきた。国土交通部は今年2月に三次鉄道産業発展基本計画(2016～2020)を告示した。基本計画には民間投資の拡大と、子会社への分割といった民営化の推進が含まれている。施設の維持・保守分野の効率化の名目で、1キロメートル当たりの人員は0.796人から0.676人以下に減らす計画も含まれている。国土部の関係者は「(基本計画は)前の政権の方針によって樹立された」とし、「近い将来調整する予定」で、「安全確保を中心に置く」と話した。

◆労組「維持・保守人員を補充しなければ」＝労組は事故対策チームを作って、コレイルに緊急中央労使協議を要求した。「労災事故の後で労組が首都圏西部本部の線路状態を調査した結果、線路を支持するコンクリート枕木が壊れていたところが非常に多かった」。「維持・保守人員が極端に縮小され、耐えられないほどだ」と憂慮し、会社に人員補充と、線路維持・保守業務は列車を統制した状態でしかできないように要求する方針だ。2017年6月30日 毎日労働ニュース ユン・チャウン記者

(翻訳：中村 猛)



事故のあった線路に置かれた花束

前線から

12年目、クボタショックの地、 尼崎に集う

尼 崎

クボタショックから12年目の「アスベスト被害の救済と根絶をめざす尼崎集会」が、6月24日に尼崎市中小企業センターで開催された。

今年も全国から患者やその家族、支援者らが尼崎に集結した。

集会の始めに、クボタショックからのニュース報道の映像が、正面に映し出された。最初に声を上げた前田恵子さん、土井雅子さん、早川義一さんの懐かしい姿もあり、被害者が声を上げてはじめて実態が明らかになり、クボタとの話し合いで救済金制度を勝ち取り、また同じ声が国をも動かしてアスベスト被害救済金制度ができ、今この集会があるのだと感じた。

集会で報告されたこれまでにクボタへ救済金の請求を

行った人数は、325人。うち死亡者309人、療養中16人だ。(次頁表参照) 支払いがすでに行われたのは307人で、未払いは18人である。

死亡年別表では、最初の死亡者が1978年、以降2004年までは1桁であるが、2005年からは毎年十数人から二十数人が亡くなっている。5年ごと集計では、2006年からの5年間で101人、2011年から5年間で76人という数である。

またクボタの労働者のアスベスト被害も死者数183人に及んでいる。

クボタ神崎工場では青石綿を1975年まで、白石綿を1995年まで使用していた。中皮腫の潜伏期間は50年と言われており、まだまだ被害者は出ると思われる。

毎年、尼崎集会で心に残るのは、当事者である患者、遺族のスピーチである。今回は、5年前に中皮腫で亡くなった作家の藤本義一さんの娘で、中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会（以下、「患者と家族の会」）ひょうご支部の中田有子さんの話、父を肺がん、母親を腹膜中皮腫で亡くした富田美奈さんのビデオもよかった。また、中皮腫患者の塩見幸治さんが、患者は病気の精神的苦痛、治療による激痛、生活が出来ないという苦悩があるという話をし、救済法の改善を訴えた。

2年前に尼崎を訪問したベルギーのエリック・ジョンケアさんの家族のアスベスト被害損害賠償裁判で、勝訴判決という報告もあった。

翌日25日、患者と家族の会総会が開かれ、会長の古川和子さんが今期を持って退任、関東支部の小林雅行さんが会長に就任した。6月10日には、20番目の支部、福岡支部が設立された。今年も患者と家族の会は、アスベスト被害をなくすため、手を取り合って邁進する。

安全センター情報

●購読会費（年間購読料）：10,000円 ●一部：800円
●お申し込み：全国労働安全衛生センター連絡会議
Tel:03-3636-3882 Fax:03-3636-3881 URL: <http://joshrc.info/>

全国労働安全衛生センター連絡会議（略称：全国安全センター）は、働く者の安全と健康のための全国ネットワークとして、1990年5月2日に設立されました。最新情報満載の月刊誌「安全センター情報」を発行しているほか労働安全衛生の取り組みを行っています。いつでもお気軽に度相談、お問い合わせください。

クボタ見舞金・弔慰金、救済金 書類提出者 内訳('17.6.15 現在)

死亡年別

単位:人 ()内は年齢

年	死亡者総数	性別	
		男性	女性
1978 (S53)	1	1(28)	
1980 (S55)	1	1(41)	
:			
1986	1	1(27)	
1987	1		1(26)
1988	1	1(61)	
1989 (S64,H1)	3	2(33,41)	1(41)
1990 (H2)	1	1(37)	
1991	1		1(59)
1992	2	1(73)	1(42)
1993	3	1(58)	2(65,73)
1994	1		1(68)
1995 (H7) (23)	7	1(46)	6(49,54,58,66,70,72)
1996	5	2(70,80)	3(63,63,69)
1997	8	7(40,45,46,56,66,71,72)	1(80)
1998	4	3(47,50,56)	1(51)
1999	6	3(42,44,45)	3(56,60,67)
2000 (H12) (31)	8	2(47,58)	6(43,51,71,73,83,87)
2001	9	3(53,54,67)	6(41,52,64,64,69,76)
2002	9	4(39,69,72,73)	5(56,73,77,80,88)
2003	6	4(51,53,71,80)	2(55,59)
2004	21	13(53,54,57,59,60,62,63,63,68,70,71,76,80)	8(48,53,60,69,71,73,77,81)
2005 (H17) (61)	16	12(45,48,49,53,55,55,60,63,68,72,74,75)	4(57,66,77,78)
2006	22	12(49,53,54,56,57,63,66,70,73,74,77,83)	10(58,63,66,66,67,73,74,75,78,92)
2007	18	8(49,57,60,66,69,74,75,87)	10(53,54,59,62,65,70,74,75,77,86)
2008	24	11(50,50,55,58,62,64,65,67,79,81,87)	13(56,59,60,60,61,64,64,72,73,74,78,80,82)
2009	14	10(58,59,60,67,68,73,74,77,82,92)	4(50,57,59,60)
2010 (H22) (10)	23	11(58,63,68,68,<69>,70,71,71,71,72,84)	12(52,55,57,57,58,60,61,69,70,72,78,89)
2011	13	5(55,59,64,65,68)	8(65,70,76,82,83,85,85,86)
2012	17	8(60,62,63,64,66,73,78,80)	9(52,62,67,68,71,72,78,80,87)
2013	17	11(53,54,54,57,58,58,59,64,65,65,65)	6(56,62,68,76,77,82)
2014	13	8(54,61,62,62,66,67,68,72)	5(46,57,69,71,86)
2015 (H27) (76)	16	9(66,66,68,68,69,74,77,78,79)	7(62,62,69,70,74,77,80)
2016	13	6(55,59,63,63,69,79)	7(47,63,63,65,67,67,95)
2017	4	3(47,59,61)	1(70)
合計	309	165	144

※□は肺がん、◇は石綿肺、それ以外は中皮腫 ※○は小計、クボタショックは2005

死亡年齢別

単位:人

年齢	死亡者総数	性別	
		男性	女性
～39	6	5	1
40～49	25	17	8
50～54	26	16	10
55～59	44	25	19
60～64	47	25	22
65～69	53	30	23
70～	108	47(うち80～ 11)	61(うち80～ 22)
合計	309	165	144

現在療養中

単位:人 ()内は年齢

性別	人数	年齢
男性	7	52,60,61,64,68,[68],73
女性	9	59,61,66,67,68,[68],73,,78,[86]
合計	16	

※下線は未払い18人(支払い決定307人、うち現在療養中16人) 労災認定(時効救済含む)6名は総数より除外

問い合わせ先 尼崎労働者安全衛生センター TEL・FAX 06(4950)6653

5月の新聞記事から

6/1 新潟市民病院の研修医だった木元文さん(37)の自殺について、新潟労働基準監督署が労災認定した。5月31日付。労基署は自殺する約4カ月前の2015年9月ごろうつ病を発症し、直前1カ月の残業時間が160時間を超えていたと認定した。遺族によると木元さんは看護助手をしながら医師を目指し、2007年に新潟大医学部に合格。15年4月から研修医として新潟市民病院に勤務し、16年1月に自殺した。

6/6 茨城県大洗町の日本原子力研究開発機構大洗研究開発センターで、作業員5人がウランとプルトニウムの保管容器の点検中、金属容器のフタを開けたところ、ビニールが破れて放射性物質が飛散し被曝した。うち3人はプルトニウム最大24ベクレルの汚染が鼻腔内に確認された。放射性物質の外部への影響はなかった。その後入院先の放医研でプルトニウムが検出されず、13日全員退院した。19日に5人の尿からプルトニウムが検出され、再入院した。

2010年11月に愛知県警の男性巡査(24)が拳銃自殺したのは上司のパワハラが原因だとして、両親が県に約5700万円の損害賠償を求め名古屋地裁に起こした訴訟で、県はパワハラを認め、解決金150万円で和解する見通し。巡査は10年4月に採用され、秋から中署管内の交番に勤務。上司の男性巡査部長から暴言を浴びせられたり、退職願を書くよう強要されたりし11月29日、署内のトイレで拳銃自殺した。

6/10 地下鉄サリン事件で通勤中に被害に遭った埼玉県の60代の男性が事件から4年後に発症したうつ病は、「事件が原因となって悪化したと考えるのが相当だ」などとして、通勤災害と認定された。地下鉄サリン事件から時間がたったあとに発症した病気で、通勤災害が認められるのは珍しい。男性は平成7年3月20日の朝、勤務先に向かう途中、電車内で地下鉄サリン事件の被害に遭った。サリン中毒で入院し治療を終えたが、4年後、不眠や気分が落ち込むなどの症状が現れて、うつ病と診断された。

6/14 環境省は13日開かれた検討会で、アスベストの被害者救済制度で、支給手当の水準が妥当かどうかを調べる初めての調査を、来月から行うことを決めた。対象は治療を続けているおよそ1000人の被害者などで、入院や通院の回数、それに、介護サービスの頻度など、経済的な負担についてアンケートを行い、給付水準の引き上げが必要か検討する。

6/15 中部電力の社員だった鈴木陽介さん(26)が入社7カ月後の2010年10月に自殺したのは、過大な

業務と上司によるパワハラが原因として、母の吉田典子さんが、労災と認めなかった津労働基準監督署の処分取り消しを求めて名古屋地裁に提訴した。鈴木さんは10年4月に入社し配属された三重支店で、新人ながら「主担当」として業務全般の責任を負う一方、職場の教育支援が得られず、上司からの再三の罵声を浴び、パワハラと業務上の心理的負荷で精神障害を発症し同年10月30日に自殺した。

埼玉県の熊谷署は暴行の疑いで、深谷市の派遣社員の男を現行犯逮捕した。逮捕容疑は同日午後11時25分ごろ、JR籠原駅の改札口窓口で、男性駅員の胸ぐらをつかむ暴行を加えた疑い。

6/16 労使間のトラブルを扱う全国の労働局の労働紛争相談に寄せられた職場の「いじめ・嫌がらせ(パワハラ)」相談が、平成28年度は過去最多となる7万917件に上った。5年連続でトップ。全体の相談件数は前年度より4.2%増の25万5460件。

6/17 大分県北部の公立中学校に勤務する女性教諭が2014年、脳出血で死亡したのは長時間の時間外勤務が原因として、地方公務員災害補償基金大分支部が、民間の労災にあたる公務災害と認定していた。認定は12日付。女性教諭は担当する国語の授業のほかに、学年主任やバレーボール部顧問などを務め、14年7月の授業中に倒れ、同年9月に死亡した。直前の3か月間の時間外勤務は、月112～115時間。

6/19 アスベストを扱う工場で働き、その後悪性腹膜中皮腫を発症した広島市の70代の男性が、国に1200万円あまりの賠償を求める訴えを広島地方裁判所に起こした。男性はS36年からおよそ4年間、工場でアスベストの板を切断する作業などを行っていた。去年8月に悪性腹膜中皮腫と診断され、福岡県労働基準監督署から労災の認定を受けた。

国連平和維持活動(PKO)のために南スーダンに派遣されていた陸上自衛隊の男性陸曹が2017年5月6日、自殺をしていた。南スーダンPKOに派遣された隊員の自殺が明らかになったのは初めて。男性陸曹は岩手駐屯地に所属。2016年11月に派遣施設隊として南スーダンに派遣され、17年4月に帰国。

6/28 日本航空の客室乗務員の女性が、妊娠後、体への負担が少ない勤務への配置転換が認められず休職を命じられたのはマタハラだと訴えた裁判で、会社側が出産前の配置転換を認めることなどを条件に東京地方裁判所で和解が成立した。

腰痛予防に腰部保護ベルト-宇土博医師(広島労働安全衛生センター顧問)監修 ミドリ安全(株)製

らくようたい インナー&アウタータイプ

Super (スーパーリリーフ) **NEW!**
Relief インナータイプ

腹圧効果、骨盤補強効果で腰への負担を軽減。高い運動性と快適性。スーパーリリーフは、かさばらない肌着感覚のインナータイプで制菌効果・遠赤効果のある素材使用。



種 類		型	色	サイズ	S	M	L	LL	LLL
らくようたい	男	DR-1G	黒/白	ウエスト	72-80	80-88	88-96	96-104	104-112
	女	DR-1L	黒/白	ウエスト	56-64	64-72	72-80	80-88	－
Super Relief	兼用	Super Relief	グレー・ブル ー(ツートン)	ウエスト	56-65	65-85	85-100	100-110	－
				骨盤回り	64-72	70-88	85-102	100-112	－

(頒価) 5,700円(送料別) ■種類、性別、色、サイズをご指定の上、ご注文ください。
■パンフレットあります。関西労働者安全センター TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278迄

「関西労災職業病」定期購読のお願い

「関西労災職業病」は毎月1回の発行で頒価は下記の通りです。定期購読のお申込み・ご入金には郵便振替をご利用ください。労金口座をご利用の場合は、住所・氏名を別途電話、はがき等でお知らせください。

- 郵便振替口座 00960-7-315742 関西労働者安全センター
- 近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284 関西労働者安全センター

1部		200円
年間定期購読料(送料込み)	1部	3,000円
"	2部	4,800円
"	3部以上は、1部につき2,400円増	
会員購読料	安全センター会員(会費月1口1,000円以上)には1部無料配布。2部以上は1部150円増	

Culture & Communication

— 封筒・伝票からパッケージ・美術印刷 —



株式会社

国際印刷出版研究所

〒551-0002 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号
TEL.06 (6551) 6854 FAX.06 (6551) 1259